

平成 28 年度

第 7 回 庄原市農業委員会総会 会議録

日 時 平成 28 年 10 月 7 日（金） 午後 1 時 30 分～

場 所 庄原市西城自治振興センター

議案 1 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案 2 農用地利用集積計画（平成 28 年 11 月 1 日公告）の決定について
並びに農用地利用配分計画（案）の承認について

議案 3 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案 4 非農地証明申請について

備 考

台風が到来し 10 月 5 日開催が順延され、10 月 7 日開催となった。

庄原市農業委員会

各委員の出欠状況

席番	氏名	出席	欠席	席番	氏名	出席	欠席
(庄原)				(東城)			
1	中谷 憲登	○		22	川本 輝磨	○	
2	入田 正義	○		23	山田 喜章	○	
3	世良 昭宣		○	24	長谷 時男	○	
4	佐々木 美千江		○	25	田森 光洋	○	
5	沖田 至	○		26	藤井 佳子	○	
6	塩谷 良三	○		27	明賀 美伸		○
7	田邊 良三		○	28	柳生 卓三	○	
8	倉本 寿憲	○		29	高坂 勝博	○	
9	植木 登夫	○		30	竹田 弘稔		○
10	伊藤 忠明	○		(口和)			
11	尾原 春良		○	31	澁川 玉素	○	
12	横田 光生	○		32	前田 憲二		○
13	木村 英宗		○	33	岩瀧 功	○	
14	原田 武次	○		34	道下 和子	○	
15	増谷 克則		○	(高野)			
(総領)				35	長瀬 裕浩	○	
16	佐々木 聖	○		36	横谷 康幸		○
(西城)				37	島津 秀樹		○
17	森兼 貢	○		38	向田 純子		○
18	前本 旭	○		(比和)			
19	田邊 幸美		○	39	松長 百合子	○	
20	田澤 信雄	○		40	三上 静馬	○	
21	樋口 研二	○		41	松島 哲明	○	
				42	井西 一行	○	

事務局出欠状況

役職	氏名	出席	欠席	役職	氏名	出席	欠席
(本庁)				(口和出張所)			
事務局長	松永 幹司		○	出張所長	道岡 泰之		○
係長	岸 泰弘	○		係長	杉谷美和紀		○
主任	成相美保子	○		(高野出張所)			
主任	森戸 活美	○		出張所長	森末 博雄		○
(西城出張所)				主任	山際 廣隆		○
出張所長	中村 裕造	○		(比和出張所)			
係長	長谷 明秀		○	出張所長	小笠原圭二		○
主任主事	橋本 和憲	○		係長	石田 泰清		○
(東城主張所)				(総領出張所)			
出張所長	津村 効		○	出張所長	菅原 道教		○
主事	山上 翔大		○	主任主事	角脇 健太		○

(午後1時30分)

農地係長：ただ今より、平成28年度第7回庄原市農業委員会総会を開催いたします。

本日は 3番 世良委員、4番 佐々木委員、7番 田邊委員、11番 尾原委員、13番 木村委員、15番 増谷委員、19番 田邊委員、27番 明賀委員、30番 竹田委員、32番 前田委員、36番 横谷委員、37番 島津委員、38番 向田委員から欠席の届出がありましたのでご報告いたします。

本日は会長が欠席ですので、農業委員会規則第3条第3項によって、会長代理に議長を務めていただ

きます。

それでは、会長代理より、開会のご挨拶をいただき、引き続き、会議規則第6条の規定により会長代理に議長を務めていただきます。

会長代理あいさつ（あいさつ 以下 略）

議長：それでは、会議を開会いたします。

ただいまの出席委員は 29 名です。よって、本総会は成立していることを報告いたします。

議長：本日の議事録署名者を指名します。

17 番森兼委員さんと 18 番前本委員の両委員さんを指名します。両委員さん、よろしくお願いします。

議長：それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可について」を上程します。

なお、受付番号26番から35番の10件について、事務局からの説明を求めます。

（事務局員（本庁）：（議案説明資料にて、権利を設定、または移転しようとする事由、権利を取得しようとする者の世帯員の農業従事状況並びに農機具等の保有状況を説明 以下 略）

議長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

（なしの声あり）

議長：ないようですので、採決に移ります。

「農地法第3条の規定による許可について」

受付番号26を許可することに、賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員 決定されました。

議長：受付番号27を許可することに、賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員 決定されました。

議長：受付番号28を許可することに、賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員 決定されました。

議長：会議規則に基づき、受付番号29から33の5件について、譲受人が同一であるため一括採決を提案しますが、これに異議ございませうでしょうか。

（なしの声あり）

議長：異議なしと認めます。受付番号29から33の5件を許可することに、賛成の委員の挙手を求めます。挙手全員 決定されました。

議長：受付番号34を許可することに、賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員 決定されました。

議長：受付番号35を許可することに、賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員 決定されました。

議長：続きまして、議案第2号「農用地利用集積計画の決定について」を上程します。
事務局からの説明を求めます。

(事務局員 (本庁) : 説明 以下 概略)

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画書の平成 28 年 10 月期の申出分については、別紙 「平成 28 年 11 月 1 日公告 利用権設定内訳」のとおりです。

一般分については 平成 28 年 11 月 1 日付け公告し、平成 28 年 11 月 1 日付けより契約開始、農地中間管理事業分については、公告日の翌日からとなります。

(内訳を読みあげる。以下略)

以上の農用地利用計画はこの農業委員会の承認後、本市農業振興課での公告・縦覧を経て正式に契約成立となります。

議 長 : 以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

(なしの声あり)

議 長 : 無いようですので、採決に移ります。

「農用地利用集積計画の決定について」提案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
挙手全員 決定されました。

つづきまして、議案発送後に農地利用集積計画に関連する農用地配分計画原案について庄原市から意見を求められております。事務局からの説明を求めます。

(事務局員 (本庁) : 説明 以下 概略)

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 2 項の規定による利用配分計画原案について、同法同条第 3 項による意見を求められている。配分計画については当日配布

議 長 : 以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

(なしの声あり)

議 長 : 無いようですので、「農用地利用配分計画原案」については、異議なしということで決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員 決定されました。

議 長 : つづきまして議案第 3 「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程します。
受付番号 11 について、事務局からの説明を求めます。

(事務局員 (本庁) : 説明 以下 概要)

受付番号 11

位 置 等 : 説明資料の 4 ページから 5 ページに記載

転用事由 : 住宅

他 法 令 : なし

資金計画 : 自己資金、借入れで対応

周辺影響 : 影響ないと確認

農振除外手続 : 除外済み

農業委員、事務局により現地調査を行い許可妥当と判断

議 長 : 以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

(なしの声あり)

議 長：ないようですので、採決に移ります。

「農地法第5条の規定による許可について」

受付番号11を許可することについて、賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員 決定されました。

議 長：続きまして、議案第4号「非農地証明について」を上程します。

受付番号32から38の7件について事務局からの説明を求めます。

(事務局員(本庁)：説明 以下 概略)

議案の訂正2箇所

受付番号35 かい廃開始時期 「昭和60年頃」を「昭和26年頃」に訂正

受付番号36 かい廃開始時期 「年月日不詳」を「平成5年頃」に訂正

受付番号32

位置等：説明資料の4ページと6ページに記載

潰廃事由：「昭和56年頃自動車軌道の隣であり耕作が不便なため駐車場とした」

現地確認：長年に渡り駐車場としての利用がされ今後農地としての利用は困難と確認

受付番号33

位置等：説明資料の4ページと6ページに記載

潰廃事由：「昭和56年頃に隣家と共同で進入路幅を諮り宅地の一部と通路となった。」

現地確認：長年に渡り宅地及び通路として利用されており今後農地としての利用は困難と確認

受付番号34

位置等：説明資料の4ページと7ページに記載

潰廃事由：「昭和50年頃、宅地周辺については、圃場整備の残地として残った小さい面積の農地について耕作管理が困難なため、進入路などとして利用していた。また、山間部の畑については労働力不足により耕作を放棄していたところ竹や雑木が繁茂した。」

現地確認：宅地周辺は宅地として、山間部については竹、雑木が繁茂し、今後農地としての復旧・利用は困難と確認

受付番号35

位置等：説明資料の8と9ページに記載

潰廃事由：「30年以上前に家を建てた」

現地確認：長年に渡り宅地として利用されており今後農地としての復旧・利用は困難と確認

受付番号36

位置等：説明資料の8と10ページに記載

潰廃事由：「耕作が不便なうえに、鳥獣被害が収まらず耕作をやめていたら原野化した。」

現地確認：多年草が繁茂し今後農地としての復旧・利用は困難と確認

受付番号37

位置等：説明資料の11と12ページに記載

潰廃事由：「平成23年度の地籍調査で地目畑となったが、20年以上農地以外で利用しており今回申請」

現地確認：1メートル以上の盛土があり雑草低木が繁茂し今後農地としての復旧・利用は困難と確認

受付番号 38

位置等：説明資料の 11 と 13 ページに記載

潰廃事由：「耕作条件が悪く、耕作者も高齢となり管理が困難となり原野化した」

現地確認：笹、雑木が繁茂し、今後農地としての復旧・利用は困難と確認

議 長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

17 番森兼委員

かい廃年月日不詳との資料作成がなされた案件のものがあるが年数はこれまでの現地調査経過や近隣の方への聞き取りなどでだいたいわかるのではないかと

23 番山田委員

地元の所有者が亡くなられて、広島市在住の子が相続された場合、申請者はかい廃が始まった時期を知らない場合がある。現地さえもわからない場合がある。私ども農業委員もそういった場合は、近所の人に聞いたりもするがはっきりとしない場合があり不詳としている。

22 番川本委員

受付番号 37 番一人暮らしの方が畑を作っており地籍調査時に現地確認されたのだと思われる。その後その方が亡くなり、今回相続財産管理人の申請ということもあり不確かなため不詳となった。

10 番伊藤委員

今から先も、都会に住む相続人またその代理人などから申請ができる場合はある。現地も生産調整時代からの荒廃農地や本年から耕作がやめられるものなどもあり、荒廃年月日を正確に捉えることは困難な場合もありえるのではないかと。

23 番山田委員

推定だったらある程度わかるのではないかと。

議 長：その他意見ありますでしょうか

(なしの声あり)

議 長：かい廃時期については、できるだけ確認記載していくということでよろしいでしょうか。その他意見ありますでしょうか

(なしの声あり)

議 長：ないようですので、非農地証明の採決に移ります。

「非農地証明について」受付番 32 から 38 の 7 件を一括で採択したいと思います。これにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

議 長：無いようですので、受付番 32 から 38 の 7 件を申請のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員 決定されました。

議 長：以上をもちまして本日上程いたしました議案の審議はすべて終了いたしました。

議 長：引き続き、「その他」について事務局の説明を求めます。

(係長：説明 以下 略)

議 長：ただ今の説明に対し、また、それ以外の事でも結構です。全体を通して皆さんから何かございませんか。

議 長：その他ありませんか。

(なしの声あり)

議 長：ないようですので以上で本日の日程をすべて終了しました。
これをもって、閉会といたします。(午後2時10分)